平成２３年（フ）第４６３号
千葉県流山市東初石４丁目238―10　シャトレー小倉202、住民票上の住所千葉県柏市西原１丁目33番19号
債務者　齋藤　昌男
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４７８号
千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目２番10号　プレミール102号
債務者　嘉悦　一志
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９０号
千葉県我孫子市湖北台１丁目15番３号　102号
債務者　川田　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５０号
北九州市小倉南区若園３丁目３―11
債務者　黒江貴美代
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目10番２―204号
債務者　小楠　幸男
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９０号
北九州市八幡西区御開２丁目５番19―205号
債務者　川本　紘子（旧姓末田）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3945番地の１
債務者　西山賢太郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3945番地の１
債務者　西山　美香
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６４３号
兵庫県三田市福島329番地２　沢の本宿舎２棟303号
債務者　西田　昭洋
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１２号
神戸市東灘区御影本町６丁目13番８号　セジュール御影Ⅰ　２Ａ号、従前の住所神戸市東灘区御影中町１丁目８番３号　メゾンユイト11号
債務者　八亀　宗佑
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２０号
兵庫県三木市別所町高木70番地県住３号棟107号
債務者　西村　明美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８号
青森県八戸市長者１丁目３番10号
債務者　工藤日出雄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
青森県八戸市大字新井田字林ノ上２番地34、前住所青森県八戸市大字新井田字林ノ上２番地33
債務者　大杉　貴之
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満824番地７
債務者　前嶋　佳世（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１６８１号
名古屋市守山区四軒家２丁目601番地　コンセール藤ヶ丘806号、住民票上の住所名古屋市昭和区山里町36番地の18　プロクシーフレンズ301号
債務者　浜中　公子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０４４号
大阪市城東区永田３丁目５番13号
債務者　阪本　正一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９４９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目３番６号　大師マンション202号
債務者　長原　末子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部